

私たちのまちの生いたち

(その3)

野付牛村の一級町村制

明治四四(一九一五)年九月、池田・野付牛間の鉄道の開通にともない、野付牛駅を中核とした新市街地が区画され、新市街地への新規の商業及び病院、公共的機関等の移入と移動増加し、新しい市街地が形成されはじめました。

また、大正元(一九一三)年一〇月、網走本線(池田く野付牛く網走間)の全線開通と、同年一月、湧別線(野付牛く留辺薬く遠軽く湧別間)の相内(現東相内)駅、上相内(現相内)駅、留辺薬駅の開通にともない、それぞれの駅を中心に市街地が形成され、同年の野付牛村の人口は一三四五三人となり、網走管内有数の村に発展し、大正四(一九一五)年四月一日、一級町村に指定され、自治権を拡大した自治体として、新たな歩みをはじめました。

置戸村、武華(留辺薬)村の分村

明治四三(一九一〇)年、網走線の建設にともない置戸駅が設置され、以降、駅を中心として定住するものが増え、郵便取扱所、巡査駐在所、村医出張所等が配置され、さらに各種商業の店舗や製材工場等が進出し市街地が形成されました。大正三(一九一四)年の置戸市街の戸口は二二三戸、八九二人が、翌四(一九一五)年には、三一〇戸、一三九六人と加速度的に伸長しました。

また大正元(一九一三)年、湧別線の留辺薬駅の開通とともに、「駅を中心に雑貨、雑穀商をはじめ木材取引、製材工場、各種商業や公共的機関が設置され、東側の一部には数十軒の料理、飲食店が立ち並び賑わい、大正三(一九一四)年、この市街地の戸口は、四七五戸、二一六五人にも達しました。このようなか、大正四年四月一日、野付牛村から分村し、置戸村と武華村が誕生し、二級町村制が施行されました。なお、大正九(一九二〇)年六月一日、置戸村から訓子府村が分村しました。

常呂、野付牛の町界変更

大正四(一九一五)年、野付牛村から置戸村、武華村を分村し、野付牛村は一級町村に昇格するにあたり、当時の常呂村字少

牛村(現端野町忠志)と手師学村(現北見市仁頃、端野町豊実、北登)地区の住民から境界変更の住民運動が起りました。この地区の方々は、当時手師学村と野付牛村の境界はニコロ川をもって境界として

いましたが、入植以来、少牛地区、仁頃地区共に野付牛村から行政サービスを受けており、単にニコロ川を境に一級町村と二級町村の住民に区別されることは不本意である、として、裏面に記した陳情書を網走支庁長に大正四年五月提出しました。

この陳情に対し、網走支庁は現地調査をし、常呂、野付牛村長の意見を求め、境界変更に関する異議のないことを確認し、翌五年四月一日から、仁頃、豊実、北登、忠志地区が野付牛村に編入されました。

この編入は、野付牛村が町に昇格した日と同時でした。なお、当時の野付牛村の行政区の端野地区の行政区は次の通りでした。



常呂村・野付牛町境界変更図 大正5年4月1日

野付牛村時代の端野地区の行政区

野付牛村時代の行政区は二二部に区分されておられ、端野地区は次のように区分されておりました。

野付牛第三部（現在の三区及び端野の一部）
野付牛第四部（現在の二区及び端野の一部）
野付牛第五部（現在の一区及び緋牛内と協和、忠志の一部）（裏面へ続きます）

野付牛第六部（現在の北見市川東と端野町川向地区）

野付牛第二〇部（現在の豊実、北登地区）

陳情書（※□は判読不詳）

常呂郡常呂村大字手師字ノ内、字ニコロ原野全部ヲ常呂郡野付牛村ノ行政区内ニ編入セラレタシコトヲ願上候

理由

常呂村字ニコロ原野ハ、開村以來野付牛町村ノ行政管轄ヲ受ケ、大正四年三月末日マテ現ニ教育衛生ハ勿論、其ノ他一切ノ公課ヲ野付牛ニ受ケ、部落経営ノ沢（ママ）ニ浴シ各々其ノ業ニ安シ居候処、本年四月一日以降ハ三分シテ、字ニコロ原野ノ行政管轄ヲ受ケ居タル野付牛分ハ一級町村トナリ、其他常呂、武華、置戸等二級町村トナルニ迫（ママ）テ勿チ村界ノ劃立ヲ議シ、即チ字ニコロ原野ハ中央ニコロ川ヲ狭ミテ、一面ハ野付牛村

一級町村ニ属シ、一面ハ常呂村ノ二級町村ニ属スルニ至レリ、然ルニ当ニコロ原野ハ独リ殖民ノ区画ヲ同シクスルノミナラズ、別紙図面ニ表示スルカ如ク隣村太茶内トハ画然明確ナル分水嶺ヲ隔テ、区画全ク別離シ、且ツ民情及開村ノ紀元、事業ノ経営等悉ク其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ、其ノ行政区域モ隨テ常呂村ト野付牛村ト相別ル、ニ至レリモノニシテ、而シテ当ニコロ部落ノ一団ハ、

ニコロ川ノ左右兩岸トモ勢力地味殆ント相匹敵シ、民情亦タ相協クカ故ニ進退去就皆ナ悉ク一致共同シ、其ノ本業ノ経営モ地利的關係ヨリ専ラ野付牛村ニ付属シ居ルヲ以テ、常呂村ノ行政施設ハ当然為サルベキ当ニコロ原野ニ對シテハ何等省ルコトナク、漫然野付牛村ノ行政施設ニ委セラレタルモノナリ、左レバ学校ノ如キニコロ川左右全ト體ノ便ヲ斟酌シテ之ヲ設置シ、其費用ノ如キ皆ナニコロ部落ノ一団ト、野付牛村ノ協力ニ待チ毫モ常呂村ニ仰カス、其ノ部落全体ノ便ヲ斟酌シタルハ、以テ當ニコロ部落ハ天壤無窮一致シテ相離ルベカラサルヲ証シ、其ノ資ヲ野付牛ニ受ケテ之ヲ常呂村ニ仰カス、常呂村マタ相省シサルハ以テ野付牛町村ニ属セシムベキ所以ナルニ、今ヤ開村以來ノ鞏固ナル結束ヲ解カシヌ、其一・二級町村ノ分割スルニ隨ヒ如此關係相離ルベカラサル團體ヲ割キ、即チ川ノ左右ニ因リテ一・二兩制ノ管轄トナシ、四月一日以降ニコロ川左岸ノ兒童ニ對シ、直チニ其通學及入學ヲ峻拒スルカ如キ、實ニ痛■

二堪ヘサル所ニ有之剩サヘ從來協力設計ノ、公共事業費茲ニ全ク其脉絡ヲ断チ、其成果ヲ収メ難キ悲境ニ沈倫仕リ、部落多年ノ辛苦悉ク水泡ニ帰シ、

何等其ノ効ヲ致シ得ハサルハ住民トシテ□□忍ビビ得サル迄ニ有之候

若シ厥レ地ノ理ヨリスルトキハ、今回ノ制度分別ニ因リテ其ノ常呂村ニ属スベキモノ東西四里以上ニ亘リ、常呂村役場所在地ヲ距ルコト近キハ八里遠キハ十三里、且ツ道路完全ナラサルヨリ一朝事アルニ際シテハ少クモ三日ヲ要シ、殊ニ冬期間ノ如キ又ハ秋分降雨ノ頻ナル場合ハ、殆ント拾數日通行ノ壯絶スルサヘ往々有之、其ノ時間ト費用ト之ヲ前野付牛ノ行政管轄中ニ此スレハ、其ノ負担實ニ十數倍ノ多キヲ□□シ根底末タ□□ラス、自後今來多々益々公共ニ個人ニ相培養ヲ要スヘキ場合ニ於テ到底絶エ得サル所、隨テ町村樹立ノ經濟ニモ、甚大ノ影響ヲ及ホスヘキ儀ト奉存候

況ンヤ野付牛ニコロ間ノ道路ハ、日ヲ遂ヒ完成ニ近ツキツ、アル今日ニ付、何卒村政御調査上、当ニコロ原野ハ全部常呂村役場ノ行政管轄区域ヲ脱シ、野付牛村ノ区域中ニ御編入被成下渡候右者（ママ）ニコロ原野發展及成□□村治実績ノ挙否ニ関スル最モ重大ニシテ、一日モ□□ニ付シ難場合ニ付、今回部落一致ノ決裁ヲ以テ此段陳情仕候也（※文中「別紙図面」及び□□は不詳）

大正四年五月七日

網走支庁長川越常次郎殿

野村 新太郎

（ほか一二七人の氏名は省略）